

令和3年8月豪雨災害に関する会長談話

本年8月12日から降り続いた記録的な豪雨によって被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

このたびの豪雨災害では、福岡県においても筑後地域を中心に多くの人的物的被害が発生しました。8月16日までに発表された福岡県内の被害状況は、負傷者3名、家屋被害は3396件に及びます。

そこで、福岡県弁護士会では、8月16日に災害対策本部を設置しました。

今後、法律の専門家として被災者の皆様の不安を解消すべく、県内18カ所のすべての法律相談センターにおいて豪雨災害関連の法律相談を無料とすること、臨時の無料電話相談や出張相談を実施すること、災害ADRの活動を拡充することなどを検討しています。また、二重ローン等の自然災害に伴う多重債務の問題に対応するため、被災減免ローン制度（自然災害債務整理ガイドライン制度）の相談体制を充実させて対応します。

福岡県弁護士会では、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨において行ってきた被災者支援活動の経験を基礎に、被災者の皆様の平穏な生活が1日も早く回復できるよう、会をあげて支援活動を行なう決意です。

2021年（令和3年）8月16日
福岡県弁護士会 会長 伊藤巧示